

## 箕面市自動体外式除細動器（A E D）貸出要領

### （目的）

第1条 この要領は、箕面市において貸出用に配備した自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （貸出の対象）

第2条 A E Dは、次のいずれかに該当する場合に貸出しを行うものとする。ただし、いずれの場合においても、利用場所は原則として箕面市内とする。

- （1）市の施設に配備されているA E Dが、故障等により一時的に使用できなくなり代替用として備える場合
- （2）市等が主催（共催を含む）する行事等
- （3）市等が後援する行事等
- （4）不特定多数の市民が集まり、かつ営利を目的としない行事等
- （5）その他、市長が認めた場合

### （貸出の要件）

第3条 A E Dの貸出しにあたっては、医療従事者又は普通救命講習、上級救命講習その他これらに類する講習を修了した者を行事等の期間を通じて会場に配置しなければならない。

### （貸出の申請）

第4条 A E Dの貸出しを受けようとする者は、自動体外式除細動器（A E D）貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### （貸出の期間）

第5条 A E Dの貸出期間は、1回の申請につき原則7日以内（ただし、第2条第1号により貸出を行う場合の貸出期間は、この規定に関わらず、当該施設に配備されているA E Dが使用できるまで。）とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。なお、貸出期間の算定においては、閉庁日を含む。

### （貸出の決定）

第6条 市長は、第4条による貸出申請書が提出された場合、これを審査し、貸出の可否を決定し、自動体外式除細動器（A E D）貸出承認・不承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### （同一期間に申請が重複した場合の貸出の決定）

第7条 第4条による貸出申請書が、同一期間に複数の者から提出された場合は、申請書の受付順に貸出しを行うものとする。

(経費負担)

第8条 A E Dの貸出料は、無料とする。

2 貸出期間中におけるA E Dの維持管理等に要する経費は、利用者の負担とする。  
ただし、貸出期間中、A E Dを傷病者に対して使用した場合の消耗品に係る経費は、市の負担とする。

(利用者の責務)

第9条 利用者はA E Dを返却するまでの間において、善良なる管理者の注意を持って管理するほか、A E Dの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) A E Dは取扱説明書によって適切に使用すること。
- (2) A E Dを処分し、又は目的外に使用しないこと。
- (3) A E Dを転貸し、又は譲渡しないこと。

(使用報告)

第10条 利用者がA E Dを返却する場合には、自動体外式除細動器(A E D)使用実績報告書(様式第3号)に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(事故報告)

第11条 利用者がA E Dを紛失し、又は破損等させた場合には、自動体外式除細動器(A E D)紛失・破損等報告書(様式第4号)に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 市長は、利用者が故意又は過失によりA E Dを紛失し、又は破損等させた場合には、現品、又は市長が相当と認める金額をもって、賠償させることができる。

(返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者からA E Dを返還させることができる。

- (1) 利用者が第3条の要件を満たさなくなると認められる場合
- (2) 利用者が前条の規定に違反したと認められる場合
- (3) 市長が必要と認めた場合

附則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。